(3)　管外旅費の支給事務等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 和泉保健所 | 平成25年度において約10件の管外出張（宿泊を伴うものも含む）があったが、そのうち３件について復命書の提出がなされていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 |
| 日本公衆衛生学会近畿地方会等 | 平成25年５月30日～同月31日 |
| 日本公衆衛生学会総会 | 平成25年10月24日 |
| 全国保健所長会研修会 | 平成26年１月30日～同月31日 |

 | 【是正を求めるもの】　大阪府庶務規程第29条の規定に違反している。復命書の作成の必要性について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府庶務規程】（復命）第29条　出張した職員は、用務が終わったときは速やかに帰庁し、復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。管外出張等に係る復命について（通知）（平成10年３月24日付け人第540号）１　職員が管外へ出張した場合又は管内で宿泊を伴って出張した場合（大阪府防災・危機管理当直実施要綱に定める宿直のために管内で出張した場合を除く。）には、大阪府庶務規程第29条ただし書に規定する軽微な事項には当たらず、復命書を提出しなければならないことにする。 |

 | ３件について、出張した職員から復命書の提出があった。　今後このようなことがないよう、復命書の作成及び保管を確実にするよう、平成27年１月に幹部職員を通じ所属職員に再度周知徹底した。　また、復命書を作成、供覧後、復命書の表紙の写しを管外旅費の精算書類に添付することにした。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 泉佐野保健所 | 管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが３件（３名）あった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 |
| 指定保健師等研修会 | 平成25年５月31日 | 3,620円 | 平成25年９月26日 |
| 指定保健師等研修会 | 平成25年５月31日 | 2,540円 | 平成25年９月26日 |
| 国立感染症研究所での研修 | 平成25年８月４日～同月７日 | 52,740円 | 平成25年９月26日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 【是正を求めるもの】大阪府財務規則第47条の規定に違反している。概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条 　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 監査受検後の直近の所内幹部会議において監査結果の概要を報告し、概算払を受けた旅費の精算事務について、全職員への周知徹底を図った。　今後は、適正な事務の執行に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| こころの健康総合センター | １　支出命令者は、管外旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算させなければならないが、概算払いを受けた者が精算を行わず、支出命令者が本人に確認したうえで、30日を超えて精算を行っていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 |
| 研修出席 | 平成25年６月13日～14日 | 36,120円 | 平成26年１月22日 |
| 研修出席 | 平成25年６月26日～27日 | 36,740円 | 平成26年１月22日 |
| ひきこもり地域支援 | 平成25年７月23日 | 29,240円 | 平成26年１月22日 |
| 研修出席 | 平成25年８月19日～22日 | 53,280円 | 平成26年１月22日 |
| その他 | 平成25年10月24日 | 5,840円 | 平成26年１月22日 |
| 研修出席 | 平成25年10月24日 | 6,060円 | 平成26年１月22日 |
| 精神医療審査会 | 平成25年10月26日 | 28,340円 | 平成26年１月22日 |
| 精神医療審査会 | 平成25年10月26日 | 28,780円 | 平成26年１月22日 |
| 研修出席 | 平成25年11月４日～６日 | 44,680円 | 平成26年１月22日 |
| 会議出席 | 平成25年11月11日 | 28,020円 | 平成26年１月22日 |

２　管外旅費の確定後30日を超えて精算を行っていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 |
| 研修出席 | 平成25年８月26日～30日 | 59,980円 | 平成25年10月24日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 【是正を求めるもの】　大阪府財務規則第47条の規定に違反している。概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条 　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 会計局実施の会計事務研修への参加や職場内研修を実施し、概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図った。今後も、適正な事務処理に努める。 |